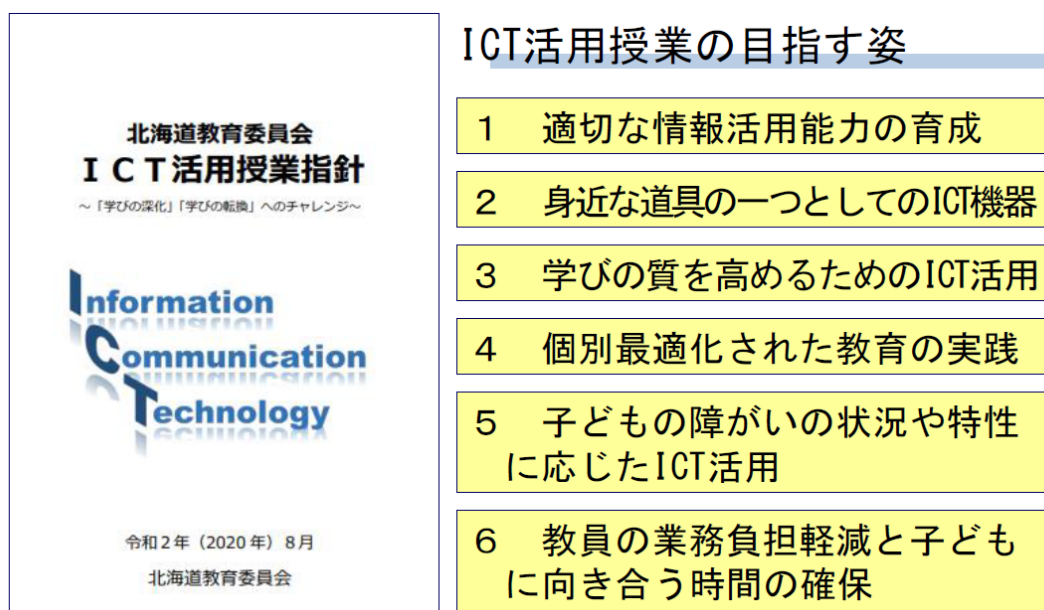


② 教員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

- ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教員が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用は有効である。
- 各学校におけるこれまでの教育実践の蓄積を生かしつつ、現状の課題を克服し、これからの時代のスタンダードとして、授業における 1 人 1 台端末の適切な活用が、全道の小・中学校、高等学校、特別支援学校等において確実に実践されるよう、ICT を活用した授業の目指す姿と、その実現に向けた具体的方策を示した「ICT 活用授業指針（令和 2 年（2020 年）8 月）」を普及させる必要がある。また、教員養成段階においても、ICT を用いた指導方法等の一層の充実が求められる。



図表 15 ICT活用授業指針・ICT活用授業の目指す姿(道教委資料)

- ICT を特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる場面において ICT の特性を最大限に生かして活用することが重要であり、国や本道における参考となる事例を広く周知することなどを通して、ICT の活用イメージを具体的に共有していくことが求められている。また、活用が進んでいない地域や学校に対する個別のサポートが必要である。

- 各学校が、ICT を効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでいくためには、教員の指導力向上はもとより、ICT に関して幅広い知識等を有する外部人材（ICT 支援員や国の学校 DX 戦略アドバイザー等）を効果的に活用するとともに、国の「GIGA スクール運営支援センター整備事業」の成果等を活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化や各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備など、教員の ICT 活用に関する日常的な支援や児童生徒への技術的な支援などの授業支援、メンテナンスやトラブル対応などの環境支援などができる体制を整備していくことが必要である。

GIGAスクール運営支援センターの機能強化

令和5年度予算額	10億円
(前年度予算額)	10億円
令和4年度第2次補正予算額	71億円



背景・課題

1人1台端末の本格的な活用が全国の学校で展開される中、一部の自治体でICT活用が進んでいないなど地域や学校によって端末の利活用状況に大きな差が生じている。また、教師が自信を持ってICTを活用できる体制や、子供が学校内外で日常的に端末を活用する環境の整備が十分ではないなど、**端末活用の“日常化”を全国の学校に浸透させていくために解決すべき課題も顕在化している。**

こうした状況に対応するため、**都道府県を中心とした広域連携の枠組みを更に発展させつつ学校DX戦略アドバイザー等も参画した「協議会」を設置することにより、域内の自治体間格差解消や教育水準向上、経済的・事務的負担軽減等を推進する体制を整備する。**加えて、**教師・事務職員の研修等をはじめとした学校現場の対応力向上、放課後や校外学習での活用等も見据えた学校外の学びの通信環境整備、セキュリティポリシーの改訂支援等を通じたセキュリティ基盤の確保等の支援を一體的に進めて運営支援センターの機能強化を図ることにより、全ての学校が端末活用の“試行錯誤”から“日常化”のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築する。**

事業内容

【事業スキーム】

学校のICT運用を広域的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、**都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助**

実施主体	都道府県、市町村
補助割合等	以下に記載の通り

※補助の対象は、2以上の自治体が連携して事業を実施する場合に限る（政令市を除く）

	R4年度補正	R5年度	R6年度	R7年度以降
補助割合	1/3	1/3	1/3	-

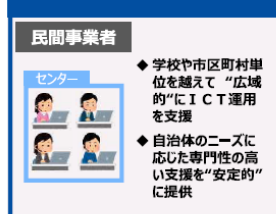
※都道府県が域内の全ての市町村（政令市を除く）と連携して事業を実施する場合に限る。補助割合1/2（令和4年度補正予算に限る）
※補助事業はR6年度までを予定

“端末活用の日常化を支える支援基盤構築”

【主な業務内容（支援対象）】

- ◆ヘルプデスクの運営及びサポート対応
 - ヘルプデスク運営、各種設定業務
 - 可搬型通信機器（LTE通信）広域一括契約（学校外の学びの通信環境整備）等
- ◆ネットワークトラブル対応、アクセスメント
 - ネットワークトラブル対応、ネットワークアクセスメント
 - セキュリティポリシー改訂支援、セキュリティアクセスメント（セキュリティ基盤の確保）等
- ◆支援人材の育成
 - 支援人材の確保
 - 教師・事務職員・支援人材ICT研修（現場の対応力向上）
 - 学びのDXに向けたコンサルティング等
- ◆休日・長期休業等トラブル対応

GIGAスクール運営支援センター



“都道府県を中心とした広域連携”

- ◆単独実施困難自治体との連携による自治体間格差解消（支援が必要な全ての自治体に対する支援）
- ◆広域連携による**経済的・事務的負担軽減**等



図表 16 GIGAスクール運営支援センターの機能強化(文部科学省資料)

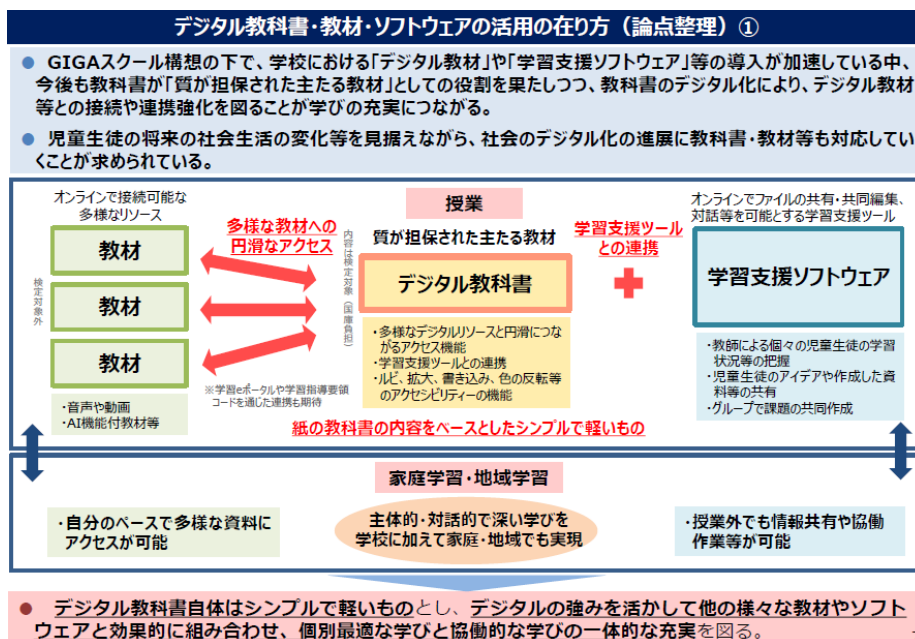
- 学校図書館は、「読書センター」機能のほか、ICTの活用を含めた、情報の収集・選択・活用能力を育成し、教育課程の展開に寄与する「学習センター」「情報センター」としての機能も有することから、これまでの教育実践とICT教育のベストミックスを図ることができるよう、各教科担当職員と司書教諭、学校司書がより一層連携し、教職員のICT活用能力を高めることが必要である。
- 1人1台端末の整備が始められた令和2年度（2020年度）以降、各学校では、臨時休業等の非常時における端末の家庭への持ち帰りに向けて、持ち帰る際のルールづくりや保護者への説明、児童生徒への使用方法や情報モラルの指導等に取り組んできており、令和3年度（2021年度）までに全ての学校において、オンライン学習を実施できる体制が整備されているが、引き続き、全ての学校が非常時においても児童生徒の学びを確実に継続できるよう支援する必要がある。

③ ICT を活用するための環境の整備

- Society5.0時代においては、社会のあらゆる場所で、ICTの活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのICT機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。
- 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現していく上で、動画やアニメーション等の教材を活用することは効果的であり、そのための十分な通信環境を確保するとともに、専門家によるアセスメント*³⁰などにより、通信速度が遅くなるなどのICTの利活用の障害となる要因を特定し、必要な対応を行う必要がある。
- 大型提示装置やカメラ・マイクなど、授業の質を高める教室環境についても、高度化を進める必要がある。特に道内の公立学校においては、普通教室の大型提示装置整備率が全国平均を下回っているため、整備を充実させる必要がある。また、通信環境の整備された学校図書館の積極的な利活用を進めていくとともに、公共図書館等との連携を図りながら、電子書籍を含めたICTの活用を進め、「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図る必要がある。さらに、学校外のネットワーク整備など、学校内にとどまらない環境整備についても、国や市町村と連携しながら進める必要がある。
- 学習系の各システム、校務支援システムについては、市町村により導入システム等が異なることから、教員が市町村間で異動した場合においても、ICT環境が維持され、教員の負担軽減を図る必要がある。
- 道立高等学校等における1人1台端末環境については、新たな学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力に新たに位置付けられており、全ての生徒がその能力を確実に身に付けることができるようにするため、学校が所有する端末等を貸し出すなど経済的な事情等への配慮を十分講じながら、個人所有の端末を持ち込む、いわゆるBYOD*³¹の方法により1人1台端末の導入を着実に進める必要がある。



- ・新しい時代の教育の在り方を踏まえたデジタル教育コンテンツについても、活用事例を普及し、充実を図る必要がある。デジタル教科書^{*32}については、令和6年度（2024年度）からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、児童生徒に応じて、紙・デジタル、教科書・教材・学習支援ソフト等の多様な「学びの手段」を適切に組み合わせることのできる「ハイブリッドな教育環境」の整備の必要性などが示された令和4年（2022年）10月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、学校現場での活用を推進する。



すべての児童生徒が使用するデジタル教科書に求められること



アクセシビリティ[※]をはじめとして広く活用されるデジタル教科書の機能（デジタルのメリットを活かす機能）は継続・充実しつつシンプルで端末・通信負荷の観点から軽いものであること

※障害のある児童生徒等や外国人児童生徒等を含むすべての児童生徒・教師等にとって利用しやすいもの

- ユニバーサルデザインや複数のデジタル教科書を使う児童生徒の利便性の観点から、現行のデジタル教科書が実装しているルビや反転、読み上げ等のアクセシビリティの機能を継続・充実しつつ、ビューアの標準化（シングル・サインオンへの対応や可能な範囲でのレイアウトや階層等の統一など）を図ることが必要。
- 通信環境等の改善に取り組みとともに、円滑な授業実施の観点から、多様な学校の通信環境等を踏まえ、データの軽量化に加えて、音声・動画等のデータの分離配信等が必要。

令和6年度を、デジタル教科書を本格的に導入する最初の契機として、円滑かつ効果的な活用を促進するために必要な論点整理

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入すべくはないか。
[小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」を導入し、その次に現場ニーズの高い「算数・数学」を導入する方向]
- 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用していくべきではないか。
[個々の児童生徒の学び方にも特質があり、ハイブリッドにデジタルと紙の教科書の両方が用意されている環境が必要]
[予算面も考慮しつつ、慣れには少なくとも数年は必要であり、当面の間はデジタルと紙を併用]

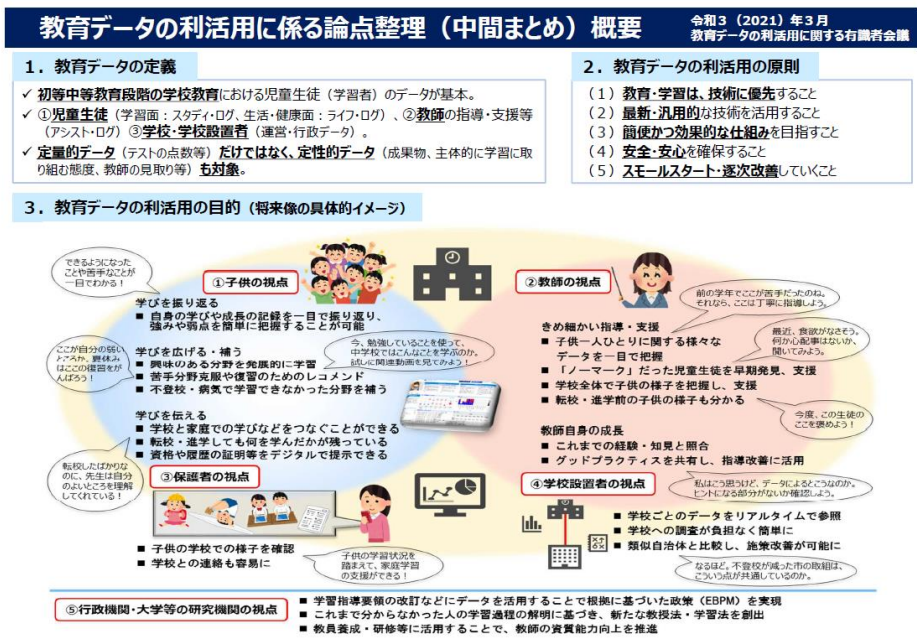
[] はこれまでの議論（委員意見等）を整理 8

図表 17 デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の在り方（論点整理）（文部科学省資料）

- ・児童生徒等の個人情報を適正に取り扱い、各ガイドラインに沿った最適な情報セキュリティ対策を講じ、安全にICTを活用できる基盤をつくる必要がある。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつようにする。

- ・今後も起こり得る感染症や冬期間の雪害等の災害等の非常時において、全ての学校が、臨時休業時等においても児童生徒の学びを確実に継続できるよう、市町村教育委員会に対し、家庭の通信環境の定期的な把握や支援措置の普及、平常時からの積極的な持ち帰り学習を促進する必要がある。この際、整備した機器を有効に活用・管理することや、契約時にスケールメリットを働かせる観点等から、市町村間で連携して取り組むことができるよう、サポートする必要がある。

- ・教育データの活用に関する国の動向等を踏まえながら、個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることを目指す必要がある。



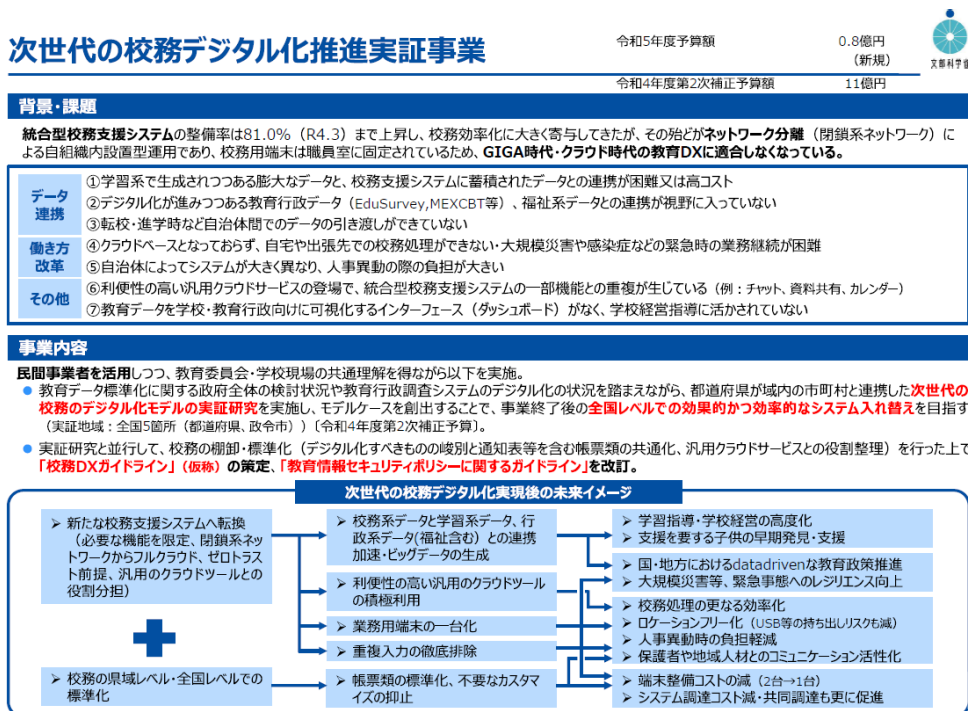
図表 18 教育データの利活用に係る論点整理(中間まとめ)概要 (文部科学省資料)



図表 19 教育データの利活用に係る留意事項(第1版)概要(文部科学省資料)

④ ICT 推進体制の整備と校務の改善

- これまでも教員業務支援員の配置等により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところであるが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、より積極的な対策を進めていく必要がある。
- 校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービス^{*33}やデジタル教材を活用した授業の実施など、ICT を積極的に活用した業務等の推進が求められる。令和4年度(2022年度)学校における働き方改革北海道アクションプランに係る取組状況調査^{*34}では、授業準備について、ICT を活用して教材や指導案の共有化を実施している又は今年度中に実施すると回答した学校の割合は98.2%と高いことから、それに加え、ICT活用指導力の向上や環境整備に努める必要がある。
- 教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほど、ICTの活用が進んでいるという国立教育政策研究所の研究結果もあり、教育委員会や校長が責任をもって教職員を支援する体制を築き、チームとしてGIGAスクール構想を推進する必要がある。
- GIGAスクール構想の推進に当たっては、推進体制の強化を図ることが重要であり、専門の担当部署が中心となって推進するとともに、セキュリティやネットワークの在り方については、道総合政策部と連携して取り組んでいる。また、各教育局管内で、学校におけるICT活用に関する知事部局との連絡会議を開催するなど、自治体間や学校間での情報共有を図る必要がある。
- 校務のデジタル化に向け、次世代の校務デジタル化推進実証事業や、校務DXガイドライン(仮称)の策定など国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用にも取り組む必要がある。



図表 20 次世代の校務デジタル化推進実証事業(文部科学省資料)